

(様式第1号)

平成25年度第1回 芦屋市総合公園指定管理者選定委員会 会議録

日 時	平成25年7月24日(水) 19:00~21:30
場 所	北館2階第3会議室
出席者	委員長 朝沼 晃 副委員長 斉藤庸平 委 員 遠藤尚秀 委 員 藤本真里 委 員 高原利栄子 山中市長 事務局 宮崎技監 北田都市建設部長 米原企画部長 宮崎行政経営課長 榊田公園緑地課長
会議の公開	<input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 <非公開・一部公開とした場合の理由> 応募者の財務状況など、企業秘密にあたる情報を用いての審査となるため、原則非公開とする。
傍聴者数	0人

1 委員の委嘱

芦屋市附属機関の設置に関する条例第2条に基づき、2号委員として斉藤委員、藤本委員に委嘱状を交付。

2 委員長の選出

芦屋市指定管理者選定委員会規則第2条第1項及び第2項の規定に基づき、委員の互選により、朝沼委員が委員長に選出された。

3 副委員長の選出

芦屋市指定管理者選定委員会規則第2条第1項及び第4項の規定に基づき、委員長の指名により、斉藤委員が副委員長に選出された。

4 議題

平成25年度 指定管理者(芦屋市総合公園)の候補者選定について

- (1) 募集要項及び仕様書の検討
- (2) 選定基準及び選定要領の検討

5 審議内容

上記の議題について、審議するに当たり、事務局から芦屋市総合公園の概要、募集要項、業務仕様書、選定基準及び選定要領について、概要説明があり、以下の点につ

いて意見交換を行った。

募集要項・仕様書について

(朝沼委員長)：総合公園のほかに県の施設があるので、それぞれの範囲を示してください。

(事務局柘田)：資料7が総合公園及び潮芦屋緑地・ビーチのリーフレットです。「せせらぎ」と表記のあるところがほぼ境界で上側が総合公園、下側が潮芦屋緑地です。

せせらぎは県の施設です。

(遠藤委員)：応募の際の添付書類に財務状況に関する書類が求められているが、会社、団体の形態により、書類内容が異なることから、現在あがっている書類に、「収支計算書等の決算書」を加えれば、問題がなくなる。

(事務局柘田)：「収支計算書等の決算書」を加えます。

(遠藤委員)：総合公園は指定管理者として協定を結ぶわけですが、潮芦屋緑地・ビーチについては、一方的に市が契約額を示して業務委託契約を結ぶのか。委託契約であれば、運営について提案するものは無いのではないかと。

(事務局柘田)：潮芦屋緑地・ビーチには、駐車場やバーベキュー広場など、使用料収入が得られる施設を有しています。そのため、収益があがれば、双方の管理運営費充てられるよう、潮芦屋緑地・ビーチ及び総合公園の収支を合算したもので、提案を求めるものです。

(斉藤副委員長)：潮芦屋ビーチでは、ビーチスポーツ大会などが原因の騒音問題や、バーベキュー利用者のゴミの問題が起こっていることを追記し、問題対策についても提案を求めています。

(藤本委員)：仕様書に地域住民団体との協働関係の充実の項目で「まちなかの公園として」とあるので、公園計画に係る上位計画や住宅地における総合公園の位置づけ等の資料の提示が必要ではないかと。地域づくりを目指すなら、市としての方向性を示したほうがよいのではないかと。

(事務局柘田)：ご意見を参考にして、見直しをします。

(遠藤委員)：公園外の花壇管理が含まれているが、指定管理者が単に管理するのではなく、花壇がある地域を巻き込んだ管理形態について提案させるような形にするほうが、緑化啓発となるように思うので、検討してみてもどうか。

(高原委員)：募集要項と仕様書で内容が重複している。募集要項にまとめたうえで、さらに具体的に内容を示してもよいのではないかと。

(斉藤副委員長)：指定管理者と市の責任分担の災害発生時の項で、災害時に防災拠点としての必要な役割を担うこととなっているが、具体的に何をどこまでかがわかりにくいので、「防災拠点としての～」の前に「地域防災計

画等に基づいて」の表現を入れてほしい。

(事務局榊田)：事業評価については、公表していますが、直近の平成24年度の評価については、まだ公表されていません。平成23年度の評価はCです。

(藤本委員)：評価はホームページで確認できるのか。

(事務局榊田)：平成23年度の評価のみ閲覧可能です。資料として、平成21年度から23年度までの評価表を提出します。

(藤本委員)：サービス向上策に個別ヒアリングの実施やアンケート調査の実施があげられているが、どのような回答があったのか。

(事務局榊田)：実施はしているが、回答の回収ができていないと報告を受けている。その他の項目については、月間報告で報告を受けている。

(藤本委員)：回答が回収できていないのならば、実施したことにはならないのではないのか。

(事務局榊田)：再度指定管理者に確認する。

(藤本委員)：月例報告の場所はどこか。

(事務局榊田)：市役所で行なっています。

(藤本委員)：現場である公園で行なうべきではないか。

選定基準・選定要領について

(遠藤委員)：募集要項や仕様書から読み取れる市としての重点項目の配点が低い。配点を変えてはどうか。

(事務局榊田)：現在2項目に分けている項目を1つにまとめ、その分を他に配点する。

[結論]

募集関係書類の誤字・脱字や表現の統一について指摘のあった箇所について、修正をする。

募集要項, 仕様書, 選定基準及び選定要領の指摘のあった項目について、修正をする。